

開 会 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、令和2年9月大槌町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小松則明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。

9番、東梅康悦君及び11番、金崎悟朗君を指名いたします。

---

日程第2 会期の決定

○議長（小松則明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月17日までの15日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月17日までの15日間と決定しました。

---

日程第3 諸般の報告及び行政報告

○議長（小松則明君） 日程第3、諸般の報告及び行政報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

議会閉会中における動向につきましては、その概要を取りまとめお手元に配付しておりますので、御覧願います。

次に、本日まで受理した請願は、会議規則第91条及び92条の規定によりお手元に配付の請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので報告いたします。

なお、陳情等につきましては、お手元に配付の資料のとおりですので報告いたします。

以上で、私からの諸般の報告を終わります。

続いて、釜石大槌地区行政事務組合議会及び岩手県岩手沿岸南部広域環境組合議会の報告については、お手元に配付しております概要報告のとおりでありますので、御覧願

います。

次に、行政報告を行います。しばらくお待ちください。

町長、御登壇願います。

○町長（平野公三君）〔報告書のとおり〕。

○

- 
- |        |          |   |
|--------|----------|---|
| 日程第 4  | 報告第 13 号 | 損害賠償額の専決処分の報告について                                     |
| 日程第 5  | 報告第 14 号 | 健全化判断比率の状況の報告について                                     |
| 日程第 6  | 議案第 55 号 | 大槌教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて                          |
| 日程第 7  | 議案第 56 号 | 大槌町表彰審査委員会設置条例の制定について                                 |
| 日程第 8  | 議案第 57 号 | 大槌町新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の支給に関する条例の制定について |
| 日程第 9  | 議案第 58 号 | 大槌町地域包括支援センター運営協議会設置条例の制定について                         |
| 日程第 10 | 議案第 59 号 | 大槌町老人ホーム入所判定委員会設置条例の制定について                            |
| 日程第 11 | 議案第 60 号 | 大槌町ふるさとづくり協働推進事業補助金交付審査委員会設置条例の制定について                 |
| 日程第 12 | 議案第 61 号 | 大槌町名誉町民条例の一部を改正する条例について                               |
| 日程第 13 | 議案第 62 号 | 大槌町非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例について                   |
| 日程第 14 | 議案第 63 号 | 大槌町介護保険条例の一部を改正する条例について                               |
| 日程第 15 | 議案第 64 号 | 大槌町産業集積地の使用等に関する条例の一部を改正する条例について                      |
| 日程第 16 | 議案第 65 号 | 大槌町人材育成基金条例の一部を改正する条例について                             |
| 日程第 17 | 議案第 66 号 | 工事請負契約の締結について   |
| 日程第 18 | 議案第 67 号 | 工事請負契約の締結について   |
| 日程第 19 | 議案第 68 号 | 財産の処分について   |
| 日程第 20 | 議案第 69 号 | 町道の路線認定及び廃止について                                       |

- 日程第21 議案第70号 令和2年度大槌町一般会計補正予算（第4号）を定めることについて
- 日程第22 議案第71号 令和2年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めることについて
- 日程第23 議案第72号 令和2年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第1号）を定めることについて
- 日程第24 議案第73号 令和2年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めることについて
- 日程第25 議案第74号 令和2年度大槌町水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについて
- 日程第26 議案第75号 令和2年度大槌町下水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについて
- 日程第27 認定第1号 令和元年度大槌町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第28 認定第2号 令和元年度大槌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第29 認定第3号 令和元年度大槌町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第30 認定第4号 令和元年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第31 認定第5号 令和元年度大槌町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第32 認定第6号 令和元年度大槌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第33 認定第7号 令和元年度大槌町水道事業会計決算の認定について

○議長（小松則明君） 日程第4、報告第13号損害賠償額の専決処分 of 報告についてから日程第33、認定第7号令和元年度大槌町水道事業会計決算の認定についてまで、30件を一括議題といたします。

ただいま議題に供されました議案について、当局から提案理由の説明を求めます。

第55号については町長から、それ以外については総務課長から説明を求めます。

町長。

○町長（平野公三君） 本定例会におきまして、1件の人事案件を提出いたします。

議案第55号大槌町教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、現委員の大萱生 都氏が本年9月30日をもって任期満了となることから、引き続き同委員を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

大萱生 都氏の住所は大槌町上町1番8号、生年月日が昭和35年7月21日の60歳、任期は本年10月1日から令和6年9月30日までの4年間となります。

なお、略歴につきましては別紙のとおりであります。人格、見識とも優れ適格者と考えております。

以上、よろしく御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参与兼総務課長（三浦大介君） 令和2年9月大槌町議会定例会における人事案件を除く報告2件、議案20件及び認定7件につきまして、一括で提案理由を申し上げます。

報告第13号損害賠償額の専決処分の報告については、道路のり面の除草作業中の物損事故に係る損害賠償額の専決処分の報告であります。

報告第14号健全化判断比率の状況の報告については、令和元年度決算に係る健全化判断比率及び公営企業に係る資金比率を報告するものであります。

議案第56号から第60号までは条例の制定、第61号から第65号までは一部改正となります。

議案第56号大槌町表彰審査委員会設置条例の制定について、及び議案第58号大槌町地域包括支援センター運営協議会設置条例の制定について、議案第59号大槌町老人ホーム入所判定委員会設置条例の制定について、議案第60号大槌町ふるさとづくり協働推進事業補助金交付審査委員会設置条例の制定について、並びに議案第62号大槌町非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例について、及び議案第65号大槌町人材育成基金条例の一部を改正する条例については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律、平成29年法律第29号の公布に伴い必要な事項を定めるもの、または所要の改正をするものであります。

議案第57号大槌町新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の支給に関する条例の制定については、新型コロナウイルス感染症により生じ

た事態に対処するための特殊勤務手当の支給に関し必要な事項を定めるものであります。

議案第61号大槌町名誉町民条例の一部を改正する条例については、大槌町表彰審査委員会設置条例の制定に伴い、所要の改正をするものであります。

議案第63号大槌町介護保険条例の一部を改正する条例については、介護保険料率に関する遡及適用の可能性を鑑み、所要の改正をするものであります。

議案第64号大槌町産業集積地の使用等に関する条例の一部を改正する条例については、町が取得した土地を産業集積地として活用するため、所要の改正をするものであります。

議案第66号工事請負契約の締結については、普通河川生井沢川河川改修工事に係る契約であります。

議案第67号工事請負契約の締結については、町道小槌線道路改良橋梁上部工工事に係る変更契約であります。

議案第68号財産の処分については、東日本大震災津波により建設した災害公営住宅について、東日本大震災復興特別区域法の規定に基づき譲渡するものであります。

議案第69号町道の路線認定及び廃止については、復興事業に伴う路線認定3路線及び全部廃止7路線であります。

議案第70号から議案第75号までは、各会計の補正予算となります。

議案第70号令和2年度大槌町一般会計補正予算（第4号）を定めることについては、人件費、大槌魚市場等衛生管理強化改修工事、安渡北側幹線道路法面補修工事等の計上に伴う補正であり、歳入歳出予算に5億9,804万8,000円を追加し、歳入歳出総額を137億4,758万6,000円とするものであります。

第2条では繰越明許費の追加1件、第3条では地方債の追加1件、変更2件の補正であります。

議案第71号令和2年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めることについては、診療報酬支払保険者負担金、国保税還付金等の計上に伴う補正であり、歳入歳出予算に1,762万7,000円を追加し、歳入歳出総額を16億7,919万3,000円とするものであります。

議案第72号令和2年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第1号）を定めることについては、人件費、介護給付費、準備基金積立金等の計上に伴う補正であり、歳入歳出予算に4,002万9,000円を追加し、歳入歳出総額を15億7,064万4,000円とするものであります。

議案第73号令和2年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めることについては、後期高齢者医療広域連合納付金等による補正であり、歳入歳出予算に535万2,000円を追加し、歳入歳出総額を1億3,088万8,000円とするものであります。

議案第74号令和2年度大槌町水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについては、人件費及び除却日の増減による収益的収支の補正と一般会計補助金の計上による資本的収入の補正であり、収益的収入の予定額に2,552万2,000円を追加し、総額を4億5,456万4,000円、収益的支出の予定額に1,484万9,000円を追加し、総額を4億9,295万3,000円に、また資本的収入の予定額に146万2,000円を追加し、総額を1億1,274万5,000円とするものであります。

議案第75号令和2年度大槌町下水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについては、人件費及び補助金の増減による収益的収支の補正と建設改良費の計上に伴う補助金の増減による資本的収支の補正であり、収益的収入の公共の予定額に1億184万1,000円を追加し、総額を8億4,192万4,000円、漁排の予定額に741万3,000円を追加し、総額を2億4,619万1,000円に、収益的支出の公共の予定額を514万7,000円減額し、総額を8億8,916万6,000円、漁排の予定額を3,325万円減額し、総額を2億8,038万4,000円に。また、資本的収入の公共の予定額を9,495万1,000円減額し、総額を2億7,474万9,000円、漁排の予定額を932万5,000円減額し、総額を8,620万円に。資本的支出の公共の予定額に895万円を追加し、総額を4億2,406万5,000円、漁排の予定額に200万円を追加し、総額を1億1,503万2,000円とするものであります。

第5条では企業債の変更2件の補正であります。

認定第1号から認定第7号までについては、各会計の決算の認定となります。

お手元に令和元年度大槌町歳入歳出決算書を御用意いただき、1ページをお開き願います。

認定第1号令和元年度大槌町一般会計歳入歳出決算の認定については、予算現額300億1,993万8,000円に対し収入済額235億9,726万288円、支出済額212億2,962万8,470円であります。歳入歳出差引額は23億6,763万1,818円で、繰越明許費等に充当する財源2億5,002万2,000円を差し引いた実質収支額は21億1,760万9,818円となり、翌年度へ繰り越すものであります。

認定第2号令和元年度大槌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、予算現額18億5,864万4,000円に対し収入済額18億6,159万9,012円、支出済額17億1,780万

3,230円であります。歳入歳出差引額は1億4,379万5,782円であり、翌年度に繰り越すものであります。

認定第3号令和元年度大槌町下水道事業特別会計決算の認定については、予算現額15億3,138万7,000円に対し収入済額13億9,573万11円、支出済額13億1,029万9,944円であります。歳入歳出差引額は8,543万67円であり、繰越明許費に充当する財源225万円を差し引いた実質収支額は8,318万67円となり、翌年度へ繰り越すものであります。

認定第4号令和元年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計決算の認定については、予算現額7億1,501万8,000円に対し収入済額6億257万7,521円、支出済額5億4,572万4,509円であります。歳入歳出差引額は5,685万3,012円であり、翌年度へ繰り越すものであります。

認定第5号令和元年度大槌町介護保険特別会計決算の認定については、予算現額15億4,427万6,000円に対し収入済額15億3,743万1,684円、支出済額14億9,306万7,639円であります。歳入歳出差引額は4,436万4,045円となり、翌年度に繰り越すものであります。

認定第6号令和元年度大槌町後期高齢者医療特別会計決算の認定については、予算現額1億2,997万4000円に対し収入済額1億2,750万8,248円、支出済額1億2,651万7,485円であります。歳入歳出差引額は99万763円となり、翌年度に繰り越すものであります。

一般会計、特別会計の総合計は予算現額357億9,923万7,000円に対し収入済額291億2,210万6,764円、支出済額264億2,304万1,277円であります。歳入歳出差引額は26億9,906万5,487円であり、翌年度へ繰り越すべき財源2億5,227万2,000円を差し引いた6会計合計の実質収支額は24億4,679万3,487円であります。

次に、認定第7号令和元年度大槌町水道事業会計決算の認定についてであります。大槌町水道事業会計決算書をお手元に用意し、1ページを御覧いただきたいと思っております。

収益的収入及び支出における収入については、決算額3億6,530万9,214円であります。支出については、決算額2億9,376万8,825円であります。

次のページをお開きください。

資本的収入及び支出における収入については、決算額8億4,996万5,295円あります。支出については、決算額10億9,214万7,771円あります。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億4,218万2,476円は当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び過年度分損益勘定留保資金から補填しております。

以上、一括で提案理由を申し上げます。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

す。

○議長（小松則明君） 以上をもって当局からの説明は終わりました。

皆様にお諮りいたします。後日設置予定の決算特別委員会において決算審査が行われますが、限られた日程であり、スムーズな議事進行とするため、決算審査に必要な資料を事前に当局にお願いすることが議会運営委員会において調整されましたので、皆様から資料請求を受けたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議ありませんので、そのようにいたします。

それでは、7日月曜日の午後5時までに必要な資料名を事務局長へ申し出てください。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

あす4日から7日までは議案思考のため休会といたします。8日火曜日10時より再開いたします。

本日は御苦労さまでございました。

散 会 午前10時46分